

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

第4回遵守委員会作業部会会合報告書

2016年4月5-7日
オーストラリア、キャンベラ

第4回遵守委員会作業部会会合報告書

2016年4月5-7日

オーストラリア、キャンベラ

議題項目 1. 開会

1.1. 歓迎の辞

1. 遵守委員会（CC）議長であるフランク・ミーア氏は、会合を開会し、参加者を歓迎するとともに、オーストラリアによるもてなしに感謝した。
2. CCSBT メンバーとしての最初の会合参加となる南アフリカ、及び拡大委員会メンバーとしての二回目の会合参加となる欧州連合に対して、特に歓迎の意が表された。
3. 各メンバーは、会合に対する代表団を紹介した。参加者リストは別紙 1 のとおりである。

1.2. 議題の採択

4. 議題は別紙 2 のとおり採択された。
5. 文書リストは別紙 3 のとおりである。

1.3. 会議運営上の説明

6. 議長は、会議の運営上の説明を行った。

議題項目 2. CCSBT 漁獲証明制度（CDS）決議改正案の策定

7. 議長は、本議題にかかる背景について総括した。オーストラリア、日本及びニュージーランドがオープニング・ステートメントを述べた。
8. 日本、オーストラリア及び事務局は、文書 CCSBT-CCWG/1604/05、CCSBT-CCWG/1604/06 及び CCSBT-CCWG/1604/04 により、それぞれの CDS 改正提案の概要について簡潔に説明した。
9. 事務局提案を詳細な議論のベースとして用いることとし、必要に応じてオーストラリア及び日本の提案における重要な側面を参照することとされた。

CDS 証明書

10. 様式（現在は証明書に改称）及びそれぞれの記入要領の改定案について広範な議論がなされた。事務局文書（CCSBT-CCWG/1604/04）における以下 5 種の証明書が検討された。

- 蓄養活け込み証明書（FSC）にかかる二つのオプション（オプション「1」及び「2」）
 - 蓄養移送証明書（FTC）
 - 漁獲標識証明書（CTC）
 - 漁獲/収穫証明書（CHC）、後に漁獲/収穫及び輸出統合証明書（CHEC）として大幅修正
 - 輸出証明書（ExC）
11. CCWG は、上記の証明書をベースに、証明書及び記入要領の改正案を策定した。これらは別紙 4 のとおりである。二つの主要な証明書である FSC 及び CHEC については合意されず、証明書の合意に至るまでにはメンバー間でのさらなる議論が相当に必要と考えられる。以下のパラグラフでは、それぞれの証明書の状況について大まかにまとめている。
 12. 蓄養活け込み証明書（FSC）に関して、日本は FSC のオプション「2」を選好したが、このオプションはオーストラリアによって拒否されたため、別紙 4 には含まれていない。オーストラリアは FSC のオプション「1」を選好したが、このオプションは日本から受け入れられておらず、ただし拒否されてもいない。オーストラリアは、FSC を CHEC 又は ExC に添付すべきとする提案には合意しなかった。また日本は、同国の文書 CCSBT-CCWG/1604/05 における提案に基づき、単に FSC を CHEC に添付するのではなく、CHEC の一部として FSC を組み込むよう要請した。FSC にかかる進展を見るには、これらの問題が解決される必要がある。
 13. 別紙 4 における蓄養移送証明書（FTC）及び記入要領、及び漁獲標識証明書（CTC）については、CCWG 出席者によって合意された。CTC の記入要領についてもほぼ合意されている。CHEC が最終化されれば、CTC の記入要領について速やかに合意及び最終化することが可能である。
 14. CCWG は、漁獲/収穫証明書（CHC）の末尾に輸出証明書（ExC）の一部を追加することにより、CHEC を作成した。メンバーの一部は、出荷と輸出が併せて行われる場合に、その都度、二つの証明書（CHC 及び ExC）の記入を求めることなく輸出¹を行うことができるようにするため、この修正が必要であるとした。CHEC として CHC 及び ExC を組み合わせることにより、情報の直線的な流れ、及び旗国によって確認される水揚げ重量にかかる要件を維持することができる。これらの項目は、旗国の責任として、また水揚げ重量が確認されないという制度上の抜け穴の発生を防止する上で重要なものとされた。
 15. しかしながら、CHEC における水揚げ重量の確認要件は、韓国の、特に洋上転載後に日本に直接輸出する場合において、非常な困難を生じさせることとなる。韓国は、現時点において、同国による確認の任務を非政府主体に委任することができない。韓国の当局による CDS 証明書の確認及びこれら証明書の日本との往復の間に、保税地における保管費用といった相当程度のコストや支払金回収の遅延が発生するおそれがある。こ

¹ 製品の重量及び製品タイプが CHEC の第三部における魚の詳細と同一である輸出。

のため、韓国は、現時点では CHEC を受け入れることができない。すべてのメンバーは、本件について休会期間中に検討するとともに、事務局に対して可能な限り速やかに代替案を提示するよう要請された。

16. CHEC の最終的なデザインが未確定であることから、当該証明書の記入要領はまだ作成されていない。
17. ExC 及びその記入要領については、まだ最終化及び合意がなされていない。未解決となっている主な問題点は、各 ExC に伴う先行する CHEC 又は ExC をただ一つとする要件である。日本及び韓国は、両国とも、現時点においてこの要件を達成できていない。考え得る解決策としては、この要件を削除するとともに事務局が CDS 文書の過剰利用を確認することができなくなる状況を受け入れること、及びこの要件を達成することができるような制度を確立する機会を与えるために本要件に一定の適用除外期間を設けることが考えられる。CHEC を最終化することにより、ExC 記入要領のうち未確定の部分について速やかに合意及び最終化することができるものと考えられる。

CDS 決議本文

18. CDS 決議本文の改定案は別紙 5 のとおりである。別紙 5 において、未だ修正中のパラグラフについては影付きとし、及び角括弧を付している。
19. まだ最終化されていないパラグラフの大部分は、FSC 又は CHC のいずれかに関連するパラグラフである。ほとんどの場合において、FSC 及び CHEC の最終的なフォーマット及び性質が明らかとなれば、これらのパラグラフを最終化することは難しくはないものと考えられる。最終化されていないその他のパラグラフは、変更した証明書を CCSBT ウェブサイト掲載のために事務局へ提出する際の期間、確認の権限付与の対象を漁業と何ら関連のない者に限定するかどうか、水揚げ重量の確認に関して上記パラグラフのとおり韓国が述べた問題、及び漁期に合わせた調整が求められる改定 CDS 実施までの移行期間に関するものである。
20. CDS 決議改正案の別添 2 については別紙 6 のとおりである。この別添は CCSBT の CDS 標識に関する要件を定めたものであり、CCWG において合意された。
21. 事務局長による 6 ヶ月及び年次報告書の内容に関する CDS 決議改正案の最後の別添（別添 3）については、当該報告書の仕様は証明書により収集される情報の性質に大きく依存することから、CCWG では検討されなかった。

議題項目 3. その他の事項

22. 事務局は、中国市場における SBT の存在にかかる調査プロジェクトの進捗状況について説明した。当該プロジェクトは、TRAFFIC 及び CSIRO により進められているところである。現在までに、TRAFFIC は北京及び上海のレストランから 200 検体の刺身マグロのサンプルを収集し、また

別紙リスト

別紙

1. 参加者リスト
2. 議題
3. 文書リスト
4. CDS 決議案－別添 1（漁獲証明制度 証明書）
5. CDS 決議案－本文
6. CDS 決議案－別添 2

参加者リスト
第 4 回遵守委員会作業部会会合（CDSレビューワークショップ）

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
COMPLIANCE COMMITTEE CHAIR							
Frank	MEERE	Mr		AUSTRALIA			fmeere@aapt.net.au
MEMBERS							
AUSTRALIA							
Gordon	NEIL	Mr	Assistant Secretary Fisheries Branch	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	61 2 6272 5863	gordon.neil@agriculture.gov.au
Susan	HOWELL	Ms	Assistant Director Regional Fisheries and Treaties	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	61 2 6272 2446	susan.howell@agriculture.gov.au
Matthew	DANIEL	Mr	Manager Tuna and International Fisheries	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 7051, Canberra, ACT 2601, Australia	61 2 6225 5338	matthew.daniel@afma.gov.au
Trent	TIMMISS	Mr	Senior Manager Tuna and International Fisheries	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 7051, Canberra, ACT 2601, Australia	61 2 6225 5313	Trent.Timmiss@afma.gov.au
Mat	KERTESZ	Mr	Policy Officer Regional Fisheries and Treaties	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	61 2 6271 6334	Mat.Kertesz@agriculture.gov.au
Kate	JENNINGS	Ms	Policy Officer Regional Fisheries and Treaties	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	61 2 6271 6332	Kate.Jennings@agriculture.gov.au
Saiful	MARBUN	Mr	Policy Officer	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	61 2 6272 3993	Saiful.Marbun@agriculture.gov.au
Kelly	ROBINSON	Ms	Policy Officer	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	61 2 6271 6303	Kelly.Robinson@agriculture.gov.au

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Daniel	BEARD	Mr	Policy Officer	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	61 2 6272 5815		Daniel.Bead@agriculture.gov.au
Justine	GILBERT	Ms	Policy Officer	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	61 2 6272 2207		Justine.Gilbert@agriculture.gov.au
Pailin	MUNYARD	Ms	Policy Officer	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	61 2 62716 335		Pailin.Munyard@agriculture.gov.au
Brian	JEFFRIESS	Mr	Chief Executive Officer	Australian SBT Industry Association Ltd (ASBTIA)	PO Box 416, Fullarton, SA 5063, Australia	61 (0)419 840 299		austuna@bigpond.com
Andrew	WILKINSON	Mr	General Manager	Tony's Tuna International P/L	Pine Freezer Road, Port Lincoln 5606 SA	61 8682 2266		andrew@tonystuna.com.au

EUROPEAN UNION

Marta López	GÓMEZ	Ms	Head of Technical Department	Ministry of Agriculture, Food and the Environment General Secretariat for Fisheries	Velázquez 147- 28002, Madrid, Spain			mlopezg@magrama.es
-------------	-------	----	------------------------------	--	---	--	--	--------------------

FISHING ENTITY OF TAIWAN

Shiu-Ling	LIN	Ms	Deputy Director	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.)	886 2 23835 855	886 2 89987 395	shiuling@ms1.fa.gov.tw
I-Lu	LAI	Ms	Specialist	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.)	886 2 23835 895	886 2 89987 395	ilu@ms1.fa.gov.tw
Kuan-Ting	LEE	Mr	Secretary	Taiwan Tuna Association	3F-2, NO.2, YU KANG MIDDLE 1ST RD, KAOHSIUNG, Taiwan (R.O.C.)	886 7 84196 06	886 7 831 3304	simon@tuna.org.tw

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
INDONESIA								
Toni	RUCHIMAT	Dr	Director for Fisheries Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 10, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35190	62 21 34530	truchimat@yahoo.com
Saut	TAMPUBOLON	Mr	Deputy Director for Fisheries Resources Management in Indonesia EEZ and High Seas	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 10, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35190	62 21 34530	s.tampubolon@yahoo.com and sdi.djpt@yahoo.com
Novia Tri	RAHMAWATI	Ms	Officer on Sub-Directorate of Fisheries Resources Management in Indonesia EEZ and High Seas	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 10, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35190	62 21 34530	novia_dkp@yahoo.com
JAPAN								
Ryo	OMORI	Mr	Assistant Director	International Affairs Division, Fisheries Agency	1-2-1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100-8907, Japan	81 3 3502	81 3 3502	ryo_omori330@maff.go.jp
Shingi	KOTO	Mr.	Deputy Director	Agricultural and Marine Products Offices, Ministry of Economy, Trade and Industry	1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, 100-8907, Japan	81 3 3501	81 3 3501	koto-shingi@meti.go.jp
NEW ZEALAND								
Dominic	VALLIÈRES	Mr	Highly Migratory Species Team Manager	Ministry for Primary Industries	PO Box 2526, Wellington, New Zealand	64 4 819	4654	Dominic.Vallieres@mpi.govt.nz
Amanda	RICHARDS	Ms	Fisheries Analyst	Ministry for Primary Industries	PO Box 2526, Wellington, New Zealand	64 4 894	5553	Amanda.Richards@mpi.govt.nz

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
REPUBLIC OF KOREA								
Sungho	KIM	Mr	Deputy Director	Ministry of Oceans and Fisheries	MOF, Government Bldg. 5, #94, Dasom 2-Ro, Sejong City, Korea	82 44 200 5339	82 44 200 5349	shkim1013@korea.kr
Bohyun	LEE	Ms	Inspector	National Fishery Products Quality Management Service	8, 30beongil, Jongangdaero, Jung-gu, Busan, 48943, Korea	+82- 51- 602- 6035	+82- 51- 602- 6088	bohyun0785@korea.kr
Jihyun	KIM	Ms	ADVISOR	Korea Overseas Fisheries Cooperation Agency	KT&G building, Munyero 137, Seogu,Daejon, Republic of Korea	82 42 471 6435	82 42 471 6427	zeekim@ififc.org

SOUTH AFRICA

Qayiso	MKETSU	Mr	Deputy Director	Department of Agriculture, Forestry & Fisheries	Private Bag x2 Roggebaai 8012 South Africa	27 21 402 3018	27 21 402 3618	QayisoMK@daff.gov.za
Ntomboxolo	STOTO	Ms	Senior Administration Clerk	Department of Agriculture, Forestry & Fisheries	Private Bag x2 Roggebaai 8012 South Africa	27 21 402 3366	27 21 402 3366	NtomboxoloS@daff.gov.za

INTERPRETERS

Kumi	KOIKE	Ms						
Yoko	YAMAKAGE	Ms						
Kaori	ASAKI	Ms						

CCSBT SECRETARIAT

Robert	KENNEDY	Mr	Executive Secretary					rkennedy@ccsbt.org
Akira	SOMA	Mr	Deputy Executive Secretary					asoma@ccsbt.org
Susie	IBALL	Ms	Compliance Manager					siball@ccsbt.org
Colin	MILLAR	Mr	Database Manager		PO Box 37, Deakin West ACT 2600 AUSTRALIA	61 2 6282 8396	61 2 6100 9461	CMillar@ccsbt.org
Glen	HONG	Mr	Assistant					ghong@ccsbt.org
Misato	HORII	Ms	Administration Officer					sec@ccsbt.org
Satomi	BUERGER	Ms	Administration Officer					sec@ccsbt.org

議題

第 4 回 遵守委員会作業部会会合（CDS レビューワークショップ）

2016 年 4 月 5-7 日

オーストラリア、キャンベラ

1. 開会
 - 1.1. 歓迎の辞
 - 1.2. 議題の採択
 - 1.3. 会議運営上の説明
2. CCSBT 漁獲証明制度（CDS）決議改正案の策定
3. その他の事項
4. まとめ
 - 4.1. 会合報告書の採択
 - 4.2. 閉会

文書リスト

第4回遵守委員会作業部会会合（CDS レビューワークショップ）

(CCSBT-CCWG/1604/)

1. Provisional Agenda
2. List of Participants
3. List of Documents
4. (Secretariat) Draft Revision of the CCSBT's Catch Documentation Scheme (CDS) Resolution (CCWG agenda item 2)
5. (Japan) Japan's Proposal on the revision of the CCSBT's Catch Documentation Scheme (CDS) Resolution (CCWG agenda item 2)
6. (Australia) Australia's Proposal on the revision of the CCSBT's Catch Documentation Scheme (CDS) Resolution (CCWG agenda item 2)

(CCSBT- CCWG/1604/BGD)

1. (Japan) Comparison of CCSBT with ICCAT on the Catch Document Scheme (CDS) for Farming (*Previously* **CCSBT-CC/1510/Info 05**) (CCWG agenda item 2)

(CCSBT- CCWG/1604/Rep)

1. Report of the Twenty Second Annual Meeting of the Commission (October 2015)
2. Report of the Tenth Meeting of the Compliance Committee (October 2015)
3. Report of the Twenty First Annual Meeting of the Commission (October 2014)
4. Report of the Ninth Meeting of the Compliance Committee (October 2014)
5. Report of the Third Meeting of the Compliance Committee Working Group (April 2014)
6. Report of the Eighth Meeting of the Compliance Committee (October 2013)
7. Report of the Second Meeting of the Compliance Committee Working Group (May 2013)

CDS 決議案—別添 1

漁獲證明制度 證明書



漁獲証明制度

● 漁獲した船舶の部

漁獲した船舶の名称	船籍がおかれる国/漁業主体における登録番号	船籍がおかれる国/漁業主体
漁獲期間		漁獲のあったCCSBT統計海区
初日	最終日	

● 曳航の部

曳航船の名称	船籍がおかれる国/漁業主体における登録番号	船籍がおかれる国/漁業主体	曳航開始年月日

死亡魚に関する詳細

曳航いけす数	期間		死亡魚の重量(kg)
	最初の曳航	最後の曳航	
この漁獲（曳航中及び蓄養場へのSBTの最終的な移送完了までを含む）の初日以降に生じたSBTの死亡尾数		販売のために 保持された死亡魚 の尾数	販売のために 保持されなかった死亡魚 の尾数

● 蓄養移送の部

SBT蓄養場の名称	移送期間		SBTの平均重量(kg)	重量の推定方法	確認された全重量(kg)	尾数
	初日	最終日				

● 確認の部

割当所有者による証明: 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。					
氏名	署名	日付			
当局による確認: 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを確認する。			公印		
氏名及び肩書き	署名				
	日付				

蓄養活け込み証明書

記入要領

この証明書は、捕獲したみなみまぐろ (SBT) に対して国別割当配分を所有している国/漁業主体の当局によって作成される。

この証明書は、漁期の終了までに作成し、また該当するSBTを「**漁獲/収獲証明書モニタリング様式**」に記録する前に完成しなければならない。

証明書の記入に CCSBT 公用語 (英語及び日本語) 以外の一言語を使用する場合は、書類上に英訳又は和訳を追加すること。

蓄養活け込み証明書は、(1) 漁獲した船舶、(2) 曳航、(3) 蓄養移送及び(4) 確認の4部からなる。

この証明書のすべての部を記入しなければならない。

証明書の見出し

証明書の上部には、以下の情報を必ず記入しなければならない。

証明書番号：この証明書を発行した国/漁業主体により割当てられた固有の証明書番号を記入。

漁獲した船舶の部

漁獲した船舶の名称：漁獲した船舶の名称を記入。

船籍がおかれる国/漁業主体の登録番号：漁獲した船舶の船籍がおかれる国/漁業主体の登録番号を記入。

船籍がおかれる国/漁業主体：漁獲した船舶の船籍がおかれる国又は漁業主体を記入。

漁獲期間：漁獲の初日及び最終日の年月日を記入。

漁獲のあったCCSBT統計海区：SBTが漁獲された統計海区を記入。該当する場合は主要CCSBT統計海区(1から10まで及び14から15まで)の一つを記録し、主要海区に該当しない場合にはその他のCCSBT統計海区(11から13まで)の一つを記録すること。

2以上の漁獲船舶によって漁獲したSBTを1つの曳航いけすに収容した場合の、死亡魚の尾数及び重量並びに各蓄養場に移送したSBTの尾数及び重量については、各船舶に均等に割り当てるものとする。

曳航の部

注：1行につき曳航船1隻について記載すること。

曳航船の名称：曳航船の名称を記入。

船籍がおかれる国/漁業主体の登録番号：曳航船の船籍がおかれる国/漁業主体の登録番号を記入。

船籍がおかれる国/漁業主体：曳航船の船籍がおかれる国又は漁業主体を記入。

曳航開始年月日：曳航を開始した年月日を記入。

死亡魚に関する詳細

すべての曳航中に発生した総死亡量に関する情報が記録されるものとする。

曳航いけす数：曳航いけすの総数を記入。

期間：曳航の初日と最終日を記入。

死亡魚の重量 (kg) : 発生したすべての死亡 SBT の総重量 (kg) を記入。

この漁獲 (曳航中及び蓄養場へのSBTの最終的な移送完了までを含む) の初日以降に生じた SBTの死亡尾数 :

i) 販売のために**保持された**死亡 SBT の総尾数を記入。

ii) 販売のために**保持されなかった** (すなわち投棄された又は保持されたが販売されなかった) 死亡 SBT の総尾数を記入。

蓄養移送の部

SBT蓄養場の名称 : SBT が移送される SBT 蓄養場の名称を記入。

移送期間 : 移送の初日と最終日の年月日を記入。

SBTの平均重量 (kg) : 移送されたすべての SBT の平均重量 (kg) を記入。

重量の推定方法 : 平均重量の推定に用いた方法を記入。100尾サンプリング法の場合は100FS と記入。その他の新たな方法については、これが CCSBT 事務局に対して通報された時にコードが策定及び提供される。

確認された全重量 (kg) : 移送されたすべての SBT の確認された全重量 (kg) を記入。

尾数 : 尾数測定により確認された、移送された SBT の総数を記入。

確認の部

割当所有者による証明 : 割当所有者は、この証明書が蓄養場に移送された SBT を正確に記録していることを証明するために、氏名、署名及び日付を記入しなければならない。

当局による確認 : 文書に署名する政府職員¹の署名、日付及び公印とともに、氏名及び肩書きを記入。

¹ 政府職員は、蓄養場があるメンバー又は協力的非加盟国の権限ある当局の職員又はそれによって委任された者でなければならない。委任を行うメンバー又は協力的非加盟国は、事務局長に対し、かかる委任に関する文書の正規の写しを提出しなければならない。



1. 移送の部

CCSBT蓄養場シリアル・ナンバー	移送しようとする蓄養場の名称	国/漁業主体

2. 曳航の部

曳航船の名称	船籍がおかれる国/漁業主体の登録番号	船籍がおかれる国/漁業主体	曳航年月日

SBTの推定重量(kg)	SBTの推定尾数

3. 受領の部

CCSBT蓄養場シリアル・ナンバー	受けとろうとする蓄養場の名称	国/漁業主体

4. 確認の部

移送しようとする蓄養場による証明: 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。

氏名	署名	日付

受けとろうとする蓄養場による証明: 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。

氏名	署名	日付

畜養移送証明書

記入要領

この証明書は、捕獲したみなみまぐろ (SBT) に対して国別割当配分を所有している船籍がおかれる国/漁業主体によって発行される。

この証明書は、蓄養場間における SBT の移送ごとに添付しなければならず、またこの写しは船籍がおかれる発行国/漁業主体に提出され、及び発行国/漁業主体によって保持されなければならない。その後、船籍がおかれる発行国/漁業主体は、標準的な CDS データ提出期限に従って、この証明書の写しを CCSBT 事務局長に提出しなければならない。

証明書の記入に CCSBT 公用語 (英語及び日本語) 以外の一言語を使用する場合は、書類上に英訳又は和訳を追加すること。蓄養移送証明書は、(1) 移送の部、(2) 曳航の部、(3) 受領の部及び (4) 確認の 4 部からなる。この証明書のすべての部を記入しなければならない。

証明書の見出し

証明書の上部には、以下の情報を必ず記入しなければならない。

証明書番号：この証明書を発行した船籍がおかれる国/漁業主体により割当てられた固有の証明書番号を記入。

移送の部

CCSBT蓄養場シリアル・ナンバー：CCSBT の許可蓄養場リストに記録された蓄養場のシリアル・ナンバーを記入。

移送しようとする蓄養場の名称：移送される SBT を有する SBT 蓄養場の名称を記入。

国/漁業主体：移送しようとする蓄養場の国又は漁業主体を記入。

曳航の部

曳航船の名称：曳航船の名称を記入。

船籍がおかれる国/漁業主体の登録番号：曳航船の船籍がおかれる国/漁業主体の登録番号を記入。

曳航年月日：曳航年月日を記入。

SBTの推定重量 (kg)：移送される SBT の推定重量 (kg) を記入。

SBTの推定尾数：曳航の間移送される SBT の推定尾数を記入。

受領の部

CCSBT蓄養場シリアル・ナンバー：CCSBT の許可蓄養場リストに記録された蓄養場のシリアル・ナンバーを記入。

受けとろうとする蓄養場の名称：SBT を受けとる SBT 蓄養場の名称を記入。

国/漁業主体：受けとろうとする蓄養場の国又は漁業主体を記入。

確認の部

移送しようとする蓄養場による証明：移送しようとする蓄養場の代表者は、受けとろうとする蓄養場に移送される SBT が正確に記録されていることを証明するために、氏名、署名及び日付を記入しなければならない。

受けとろうとする蓄養場による証明：受けとろうとする蓄養場の代表者は、移送しようとする蓄養場から受領した SBT が正確に記録されていることを証明するために、氏名、署名及び日付を記入しなければならない。



みなみまぐろ保存委員会

漁獲/収穫及び輸出 統合証明書

漁獲/収穫証明書番号

CC-

v1.0

漁獲証明制度

1. 漁獲標識証明書番号

2. 漁獲した船舶又は収穫した蓄養場の詳細

<input type="checkbox"/> 天然魚	漁獲した船舶の名称	船籍のおかれる国/漁業主体の登録番号	船籍のおかれる国/漁業主体
又は			
<input type="checkbox"/> 蓄養SBT	蓄養場の名称	CCSBT蓄養場シリアル・ナンバー	
	関連する蓄養活け込み証明書の証明書番号 (複数可)	関連する蓄養移送証明書の証明書番号 (複数可)	

3. 漁獲/収穫した魚の詳細

生鮮(F) 又は 冷凍(FR)	製品タイプ (製品タイプ一覧表から選択)	漁獲/収穫年月 (月/年)	漁具コード	CCSBT統計海区	推定正味重量 (kg)	RD, GGH, GGO, GGT, DRO, DRTとして保持されたSBTの総尾数

4. 出荷の詳細

出荷の日付				
<input type="checkbox"/> 転載	転載場所(港湾都市の名称又は公海における転載の場合はCCSBT統計海区のいずれかを記入)	港湾都市の名称	寄港国/漁業主体	CCSBT統計海区
	オペザーバーの詳細 (洋上転載の場合のみ)	オペザーバーの氏名	オペザーバーの航海番号	オペザーバーによる署名
	<input type="checkbox"/> これは即時転載である 又は <input type="checkbox"/> これは繰延転載 (運搬船に転載される前に、SBTが倉庫等に保管される) である			
	即時転載の場合、第5部における証明の前に、転載の日付及び運搬船の詳細を記入。繰延転載の場合、第7部における確認の前のいずれかの時点でこれらの詳細を記入。			
	転載の日付	受けとろうとする船舶の名称	船籍がおかれる国/漁業主体の登録番号	船籍がおかれる国/漁業主体
<input type="checkbox"/> その他の出荷	港湾都市の名称	寄港国/漁業主体		

5. 漁獲した船舶の船長/蓄養場の操業者又は漁獲した会社/組織による証明

私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。

氏名	署名	会社名 / 組織名	署名した日付

6. 計量及び確認された水揚げ重量

- 水揚げされた製品のタイプ及び重量は、上記第3部における詳細と同様である
- 又は
- 水揚げされた製品のタイプ及び重量は、上記第3部における詳細とは異なる (下表に記入すること)

生鮮 (F) 又は 冷凍 (FR)	製品タイプ: (製品タイプ一覧表から選択)	確認された正味水揚げ重量 (kg)	RD, GGH, GGO, GGT, DRO, DRTとして水揚げされたSBTの総尾数

7. 当局による漁獲/収穫証明書の確認

私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないこと、及び確認された水揚げ重量を裏付ける十分な証拠を確認したことを確認する。

氏名	署名	署名した日付

公印

輸出の部

漁獲/収穫証明書番号

CC -

8. 輸出の詳細

仕向先の国/漁業主体					
輸出地点	<input type="checkbox"/> 陸から	都市名		国/漁業主体	
	又は	<input type="checkbox"/> 海から	(例：洋上転載又は漁船による海からの直接水揚げ)		

9. 輸出者による証明

私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。

氏名	会社名/組織名	署名	署名した日付

10. 当局による輸出証明書の確認

私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを確認する。

氏名	署名	署名した日付	公印

輸入の部

11. 輸入地点

都市名	国/漁業主体	税関による輸入許可/通関の日付（又は予定日）

12. 輸入者による証明

私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。

氏名又は会社名	住所	署名	署名した日付



輸出の部

1. 輸出の詳細

輸出する国/漁業主体		輸出の日付	
仕向先の国/漁業主体			
輸出地点	<input type="checkbox"/> 陸から	都市名	国/漁業主体
	又は		
	<input type="checkbox"/> 海から	(例：洋上転載又は漁船による海からの直接水揚げ)	

2. 先行する証明書の詳細

直前の先行する証明書番号	
--------------	--

3. 輸出する製品の詳細

- 先行する証明書に由来する製品のすべてが、その数量、製品タイプ又は製品の正味重量に何ら変更なく輸出される場合 (下表には何も記入しないこと)
- 又は
- 先行する証明書に由来する製品が、その数量、製品タイプ又は製品の正味重量を変更して輸出される場合 (下表に記入すること)

先行する漁獲/収穫証明書 又は輸出証明書に記録さ れた製品タイプ	輸出される製品の詳細			
	生鮮 (F) 又は 冷凍 (FR)	製品タイプ (製品タイプ一覧表から選)	正味重量 (kg)	RD, GGH, GGO, GGT, DRO, DRTとして輸出されるSBTの総尾数

4. 輸出者による証明

私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。

氏名	会社名/組織名	署名	署名した日付

5. 当局による輸出証明書の確認

私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを確認する。

氏名	署名	署名した日付

輸入の部

6. 輸入地点

都市名	国/漁業主体	税関による輸入許可/通関の日付 (又は予定日)

7. 輸入者による証明

私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。

氏名又は会社名	住所	署名	署名した日付

一般的な製品タイプ

RD - 丸	DRT - ドレス - 尾なし	LOI - ロイン	追加的な製品タイプ及び詳細は、記入要領及び 下記リンク(CCSBTウェブサイト)に記載 www.ccsbt.org/product_codes
GGO - えらほら抜き - 尾付き	FL - ファイル	KAM - カマ	
GGT - えらほら抜き - 尾なし	HAR - ハラモ、ハラミ、ハラス	KAW - カワラ	
DRO - ドレス - 尾つき	HED - 頭肉	NOD - フド肉	

輸出証明書

記入要領

この証明書は、すべてのみなみまぐろ (SBT) の輸出 (再輸出を含む) に添付しなければならない。完成した証明書の写しは、発行国/漁業主体に提出され、及び発行国/漁業主体によって保持されなければならない。その後、発行国/漁業主体は、標準的な CDS データ提出期限に従って、この証明書の写しを CCSBT 事務局長に提出しなければならない。

各 ExC について、当該 ExC の先行する漁獲/収穫証明書又は輸出証明書、及び先行する証明書に添付されたすべての証明書 (蓄養活け込み証明書及び又は蓄養移送証明書を含む) を添付しなければならない。

証明書の記入に CCSBT 公用語 (英語及び日本語) 以外の一言語を使用する場合は、証明書上に英訳又は和訳を追加すること。

この ExC は、(1) 輸出の部、(2) 輸入の部の二つの主要な部からなる。

ExC への記入が必要となる状況

次のいずれかの場合において、ExC の記入が必要となる。

- SBT が、これを漁獲した漁船から直接、又は SBT の転載物を受けとった運搬船から、輸出の仕向地において水揚げされる場合
- 中間仕向地の保税冷凍倉庫に保管された SBT が輸出される場合
- 国産品として水揚げされた SBT が輸出される場合
- 輸入された SBT が再輸出される場合

ExC の輸出の部は、SBT が輸入のために外国港において漁船又は運搬船から直接水揚げされる時点、又は SBT がその他のあらゆる運搬方法 (例えばコンテナ船、航空機等) により輸出される前のいずれかまでに、輸出者 (再輸出者) によって完成されなければならない。

輸入の部は、輸入許可/通関の時点までに、輸入者によって完成されなければならない。

証明書の見出し

証明書の上部には、以下の情報を必ず記入しなければならない。

証明書番号：この証明書を発行した国/漁業主体により割り当てられた固有の証明書番号を記入。

輸出の部

1. 輸出の詳細

輸出する国/漁業主体：輸出する国/漁業主体を記入。

輸出の日付：SBT が輸出された日付 (年月日) を記入。

仕向先の国/漁業主体：SBT の輸出先国/漁業主体を記入。

輸出地点

にチェックし、SBT が陸上の地点から輸出されたものか、又は洋上転載もしくは漁船からの直接水揚げにより海から到着したものを特定。

陸上の地点から輸入されたものである場合は、以下を記入。

都市名：輸出した都市名を記入。

国/漁業主体：輸出した都市が所在する国/漁業主体を記入

2. 先行する証明書

直前の先行する証明書番号：[[先行する証明書¹の固有証明書番号 (漁獲/収穫証明書番号又は輸出証明書番号のいずれか) を記入。]]

3. 輸出する製品の詳細

をチェックし、次のいずれかを特定。

- i) 先行する証明書^{Error! Bookmark not defined.} に由来する SBT のすべてが、その数量、製品タイプ又は SBT 製品の正味重量に何ら変更なく輸出される場合
- ii) 先行する証明書^{Error! Bookmark not defined.} に由来する製品が、その数量、製品タイプ又は SBT 製品の正味重量を変更して輸出される場合

上記 i) を選択した場合、この部に関してさらに情報を提供する必要はなく、表への記入は不要。

上記 ii) を選択した場合、この SBT の輸出について、次の情報を用いて最も高い精度で記載しなければならない。

注：一つの製品形態 (生鮮又は冷凍) 及び製品タイプの組み合わせごとの情報について一行を使用すること。

[[先行する漁獲/収穫証明書又は輸出証明書に記録された製品タイプ：]] この度輸出される SBT の元々の製品タイプコード (記入要領末尾の表から選択) を記入。

生鮮 (F) 又は冷凍 (FR)：SBT 製品について、生鮮 (F) 又は冷凍 (FR) のいずれかを特定。

製品タイプ：輸出される SBT の製品タイプに最も近い製品タイプコードを記入 (記入要領末尾の表から選択)。

正味重量 (kg)：輸出される SBT の正味重量 (kg) を記入。

RD, GGH, GGO, GGT, DRO, DRT として輸出される SBT の総尾数：丸の状態²で輸出される SBT の尾数を記入。ロイン、フィレ等の数はここには記入しないこと。

4. 輸出者による証明

輸出者による証明：輸出者³は、輸出貨物に関連して提供された情報 (すなわち証明書に輸出品が正しく記録されていること) を証明するために、氏名、署名、日付 (年月日)、及び輸出会社/組織名のすべてを記入しなければならない。輸出会社名を有しない輸出者は、会社/組織名の欄に個人名を記入すること。

5. 当局による輸出証明書の確認

当局による確認：政府職員⁴の署名、日付 (年月日) 及び公印とともに、文書に署名する当該政府職員の氏名を記入。

¹ 先行する証明書とは、現在の輸出証明書上に記録された SBT が直前に記録された証明書をいう。[[先行する証明書は、漁獲/収穫証明書又は別の輸出証明書 (再輸出の場合) のいずれかとなる。]]

² 洗浄、えらはら抜き、冷凍及び又は鱭、鰓蓋 (鰓板) 及び尾を除去したもの、及び又は頭部又は頭部の一部を除去した SBT も丸の状態と見なされる。フィレやロインのように加工処理を施した SBT は丸の状態とは見なさない。

³ 「輸出者」による証明は、輸出会社を代表してその証明を行うことを当該会社が承認した適切な権限を有する者が行わなければならない。ただし、当該輸出を確認する権限を有する者同一の者であってはならない。

⁴ 政府職員は、文書に記載されている SBT を輸出する国/漁業主体の権限ある当局の職員又はそれによって委任された者でなければならない。委任を行うメンバー、協力的非加盟国又は CDS に協力するその他の国/漁業主体は、事務局長に対し、かかる委任に関する文書の正規の写しを提出しなければならない。

輸入の部

6. 輸入地点

都市名：輸入する都市名を記入。

国/漁業主体：輸入する国/漁業主体を記入。

税関による輸入許可/通関の日付(又は予定日)：この SBT の貨物の輸入許可/通関の完了年月日又は完了予定日を記入。

7. 輸入者による証明

輸入者による証明：SBT を輸入する者又は会社は、氏名/名称、住所、署名及び署名した日付(年月日)を記入しなければならない。生鮮及び冷蔵の製品については、輸入者の署名は、輸入者から通関代行者に対して署名を行う権限が正式に委任されている場合に限り、通関代行者によるもので代えることができる。

SBT 製品タイプコード表

コード	名称	詳細
RD	丸	加工処理なしの SBT
GGH	えらはら抜き - 頭なし	鰓、内臓及び頭を除去したもの (ニュージーランドが時折使用)
GGO	えらはら抜き - 尾つき	鰓及び内臓を除去したもの。鰓蓋 (鰓板)、背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。
GGT	えらはら抜き - 尾なし	鰓、内臓及び尾を除去したもの。鰓蓋 (鰓板)、背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。
DRO	ドレス - 尾つき	鰓、内臓、鰓蓋 (鰓板) 及び頭部を除去したもの。背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。
DRT	ドレス - 尾なし	鰓、内臓、鰓蓋 (鰓板)、頭部及び尾を除去したもの。背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。
FL	フィレ	DRT をさらに加工処理し、胴体をフィレ上にカットしたもの。
LOI	ロイン	フィレを半分にかットしたもの。
BLO	ブロック	ブロック
CHN	アゴ肉	アゴ肉
HAR	ハラモ/ハラミ/ハラス	トロと同様
HED	頭肉	頭肉 - 頭頂部 / 額周辺の肉
HOH	ホホ (肉)	ホホ肉
KAM	カマ	カマ肉
KAW	カワラ	ブロックを水平にかットしたもの
NAK	中落ち	背骨周辺の肉
NEG	ネギトロ原料	マグロ肉のミンチ
NOD	ノド	頭部下底の両鰓蓋の連結部周辺の肉
TR	トロ	脂肪部位のフィレ (まぐろの最高級部位)

(追加的な製品タイプはwww.ccsbt.org/product_codesに掲載)

漁獲標識証明書

記入要領

この証明書は、捕獲したみなみまぐろ (SBT) に対して国別割当配分を所有している船籍がおかれる国/漁業主体によって発行される。

関連する **漁獲/収穫証明書** に標識装着された各 SBT が記録された際には、この証明書を記入し、船籍がおかれる発行国/漁業主体に提出しなければならない。船籍がおかれる発行国/漁業主体は、この漁獲標識証明書 (CTC) の写しを保持しなければならない。また標準的な CDS データ提出期限に従って、この CTC のすべての情報を電子媒体によって CCSBT 事務局長に提出しなければならない。

証明書の記入に CCSBT 公用語 (英語及び日本語) 以外の言語を使用する場合は、書類上に英訳又は和訳を追加すること。

漁獲標識証明書は、1部のみ (漁獲の部) からなる。

証明書の見出し

証明書の上部には、以下の3つの情報を必ず記入しなければならない。

証明書番号：この証明書を発行した船籍がおかれる国/漁業主体により割当てられた固有の証明書番号を記入。

天然又は蓄養：いずれかの にチェックし、この情報が天然又は蓄養のいずれであるのかを特定。

関連する **漁獲/収穫証明書 の証明書番号**：この証明書に関連する一枚の **漁獲/収穫証明書** の固有証明書番号を記入。

漁獲の部

漁獲した船舶 (又は蓄養場) の名称：蓄養 SBT の場合は収穫した蓄養場の名称を記入。その他の SBT の場合は漁獲した船舶の名称を記入。

船籍がおかれる国/漁業主体の船舶登録番号 (又は CCSBT 蓄養シリアル・ナンバー)：漁獲した船舶の登録番号 (又は CCSBT 許可蓄養場リストの CCSBT 蓄養場シリアル・ナンバー) を記入。

船籍がおかれる国/漁業主体：船舶又は蓄養場の船籍がおかれる国又は漁業主体を記入。

漁獲に関するその他の様式の情報：漁獲に関する様式について関係のある情報を記入 (例 定置網)。

標識情報

それぞれの SBT について標識情報を記録しなければならない。

注：標識を付した SBT 一尾について一行を使用すること。

CCSBT 標識番号：SBT に装着した標識の固有標識番号を記入。

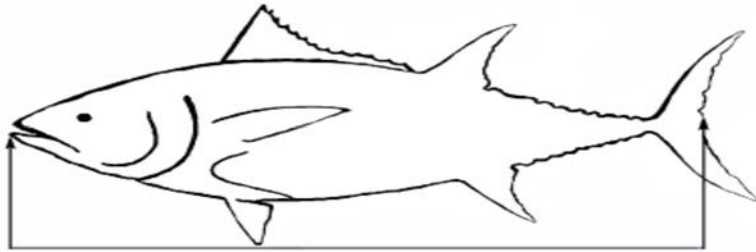
タイプ：製品タイプが最も近いものを次のリストから選び、そのコードを記入。

コード	名称	詳細
RD	丸	加工処理なしの SBT
GGH	えらはら抜き - 頭なし	鰓、内臓及び頭を除去したもの
GGO	えらはら抜き - 尾付き	鰓及び内臓を除去したもの。鰓蓋 (鰓板)、背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。
GGT	えらはら抜き - 尾なし	鰓、内臓及び尾を除去したもの。鰓蓋 (鰓板)、背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。

DRO	ドレス－尾付き	鰓、内臓、鰓蓋（鰓板）及び頭部を除去したもの。背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。
DRT	ドレス－尾なし	鰓、内臓、鰓蓋（鰓板）、頭部及び尾を除去したもの。背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。

正味重量 (kg) : SBTの正味重量(kg)を記入。

尾叉長 (cm) : SBTの尾叉長を四捨五入して cm 単位（整数）で記入。SBTの捕殺時に体長を測定することが可能な場合：冷凍及び尾を除去する前に、閉じた口先から尾叉までの水平な直線（魚体に沿わせない）を測定すること。SBTの捕殺後直ちに体長を測定することができず、代わりに水揚げ時、及び尾の除去後及び冷凍する前に測定する場合：尾叉長の測定に代えて、閉じた口先から尾ビレを除去した点までの水平な直線（魚体に沿わせない）を測定し、この長さに適切な変換係数を乗じること。



漁具コード (該当する場合) : 次のリストから SBT を収穫するために使用した漁具のタイプを特定。その他の場合、漁具の種類を記載。蓄養 SBT の場合、“蓄養”と記入。

漁具コード	漁具のタイプ
BB	竿釣り
GILL	刺し網
HAND	手釣り
HARP	鉾
LL	はえ縄
MWT	中層トロール
PS	まき網
RR	ひき縄 (Rod and Reel)
SPHL	遊漁手釣り
SPOR	その他の遊漁
SURF	その他の表層漁業
TL	樽流し
TRAP	定置網
TROL	ひき縄 (Troll)
UNCL	不詳
OT	その他

漁獲のあったCCSBT統計海区 (該当する場合) : SBTが収穫された統計海区を記入。該当する場合は主要 CCSBT 統計海区 (1から10まで及び14から15まで) の一つを記録し、主要海区に該当しない場合にはその他の CCSBT 統計海区 (11から13まで) の一つを記録すること。蓄養 SBT の場合、この項目を記入する必要はない。

収穫年月 : SBTみなみまぐろを収穫・標識付けした年月を記入。蓄養 SBT の場合、最初に収穫した月ではなく、捕殺した月を記入する。

証明及び確認

証明 : 適当な当局は、この証明書に標識の情報が正しく記録されていることを証明するために、氏名、署名、日付及び肩書きを記入しなければならない。

CDS 決議案－本文

CCSBT 漁獲証明制度の実施に関する決議

(第~~2xx1~~回委員会年次会合 (20~~xx14~~年10月~~xx16~~日) において改正)

みなみまぐろに関する違法、無報告、無規制 (IUU) 漁業が資源状況に悪影響を及ぼすことを懸念し、

漁獲証明制度 (CDS) の策定のために 2005 年の CCSBT12 で採択された原則及び 2006 年の CCSBT 13 において採択された‘貿易の有無にかかわらずみなみまぐろのすべての漁獲を記録するための CDS の実施に関する決議’に照らし合わせ、

メンバー及び協力的非加盟国 (CNM) が漁獲から少なくとも国内市場及び輸出市場における最初の販売までの合法的な SBT 製品の情報の記録及び伝達並びに確認を行う必要性に留意し、

地域漁業管理機関間で漁獲証明制度の調和を達成しようとする目標を念頭に置き、

それぞれのメンバー及び協力的非加盟国による SBT の漁獲を正確に確認するために、CDS が世界の SBT 漁業のすべてのセクターを通じ、一貫的かつ包括的に適用されなければならないことを強調し、

CDS が、紙による CDS 又はウェブを活用した電子 CDS (eCDS) のいずれかにより運用される可能性があることを認識し、

みなみまぐろの保存のための条約第 8 条 3(b) に従い、みなみまぐろの保存のための拡大委員会 (CCSBT) は委員会の保存措置の遵守状況を監視するため、次の措置を採択する。

1. 一般条項及び適用

1.1 本決議において、「文書」及び「証明書」とは、以下のいずれかのことをいう。

- 紙の文書及び証明書、又は
- メンバー又は協力的非加盟国が、紙による漁獲標識証明書の代わりに国内で使用している電子的な漁獲標識証明書、又は
- 電子的な文書及び証明書であって、ウェブを活用した CCSBT eCDS により生成されたもの。

別添 1 - 3 は、本 CDS 決議の一部と見なされなければならない。

1.2 本決議において、「出荷」とは、港での水揚げに当たる出荷であるかどうかにかかわらず、SBT 製品を**最初**かつ物理的に蓄養場 (すなわち収穫) 又は漁船から取り出すことをいう。このため、本決議において、

国産品の水揚げ¹、又は冷凍倉庫若しくは輸出の仕向地における荷下ろし、転載及び蓄養場からの SBT の収穫はすべて出荷に含まれる。

1.3 すべてのメンバー及び協力的非加盟国は、みなみまぐろ(SBT)のための CCSBT CDS を実施し、本決議に該当するすべての SBT に関する移動を文書に記録しなければならない。CCSBT CDS は、CCSBT CDS 文書の作成及び SBT の標識装着を含む。

1.4 IIメンバー、協力的非加盟国又は CDS に協力するその他の国/漁業主体 (OSEC²) の管轄権の下でのすべての SBT の出荷、及び/又は転載、国産品の水揚げ **Error! Bookmark not defined.**、輸出、輸入及び再輸出について、すべての SBT は、本決議のセクション 3 に記載される紙の文書が 1 つ添付されなければならない。本要件の免除は認められない。しかしながら、肉以外の魚体の部位³ (即ち、頭、目、卵、内臓、尾) については、文書なく輸出/輸入することができる。

1.5 メンバー又は協力的非加盟国の管轄権の下での、蓄養場への SBT の移送及び蓄養場間の SBT の移送は、規定に則り、蓄養活け込み証明書様式及び蓄養移送証明書様式として文書化されなければならない。II

1.6 遊漁により漁獲された魚の販売を禁じているメンバー又は協力的非加盟国は、その遊漁に対し CCSBT CDS の要件を免除することができる。

1.7 委員会は、本決議の実施にあたり、SBT の漁獲、水揚げ、転載及び/又は蓄養に関する拡大委員会のメンバー又は協力的非加盟国以外の国の適当な当局に対し、協力を要請しなければならない。

1.8 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、SBT の漁獲を許可されていない船舶により漁獲された SBT について、出荷、国産品としての水揚げ、転載、輸入、輸出及び/又は再輸出並びに (SBT 蓄養が管轄権の下で行われている場合) SBT の蓄養を許可されていない蓄養場への SBT の移送又は蓄養場間の移送及びそこからの SBT の収穫を認めてはならない。

1.9 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、次の場合を除き、標識をともなわない丸の状態⁴ **Error! Bookmark not defined.**の SBT について、出荷、国産品としての水揚げ、転載、輸出、輸入又は再輸出を認めてはならない。

¹用語「国産品の水揚げ」とは、メンバーもしくは協力的非加盟国に置籍する船舶又はメンバーもしくは協力的非加盟国の漁船として登録された船舶により漁獲された SBT が、当該メンバー又は協力的非加盟国の領土に水揚げされることをいう。

²用語「CDS に協力するその他の国/漁業主体」とは、この決議への協力を確約することを書面にて表明した国/漁業主体をいい、この決議において「OSEC」と表す。

³この文脈において、魚体の部位から分離されたすべての肉が、肉であると見なされる。

⁴本決議において、洗浄、えらはら抜き、冷凍、鰭、鰓蓋(鰓板)及び尾を除去したもの、及び/又は頭部又は頭部の一部を除去した SBT は丸の状態と見なされる(すなわち、丸の状態の製品タイプには少なくとも RD, GG, GGO, GGT, DR, DRO 又は DRT が含まれる)。フィレ (FIL) やロイン (LOI) のように加工処理を施した SBT は、丸の状態とは見なされない。

- 1.9.1 蓄養事業の場合、捕殺後 30 時間以内に標識が装着されることを条件に、標識なく SBT を出荷することができる。
- 1.9.2 CCSBT 許可船記録に掲載されている船舶が船上に十分に標識を有していないという特別な状況においては、出荷時に標識を装着することができる。
- 1.9.3 予期せぬ SBT の混獲で船上に標識がない又は十分でないという特別な状況においては、出荷時に標識を装着することができる。
- 1.10 標識が偶発的に外れ/破損し再装着できない、又は標識が破損し標識番号が判読できないという特別な状況においては、可及的速やかに、かつ、出荷の時点までに、代替の標識を装着しなければならない。
- 1.11 メンバー及び協力的非加盟国は、事務局長に対し、出荷後 7 日以内に、1.9.2、1.9.3 又は 1.10 に定められる特別な状況を報告しなければならない。報告により、特別な状況の詳細、標識装着された SBT の尾数及び 1.10 については元来 (判明している場合) の標識番号及び新たな標識番号を提供しなければならない。
- 1.12 メンバー及び協力的非加盟国は、国産品の水揚げについて、少なくとも最初の販売時点まで標識が丸の状態 **Error! Bookmark not defined.** の SBT に留まることを義務づけなければならない、その後も丸の状態の魚に標識が留まることを奨励しなければならない。

2. 必要となる登録

- 2.1 蓄養場記録が、許可された蓄養場を特定するため、事務局長によって作成、維持される。
- 2.2 事務局長によって維持される漁船記録により、許可漁船が特定される。
- 2.3 上記の許可登録に含まれない漁船及び/又は蓄養場の情報が記録されている CCSBT CDS 文書は、本制度の目的に対する有効な文書と見なされない。

3. 必要となる文書及び情報

- 3.1 CCSBT CDS 文書は、次のとおり。

3.1.1 [[蓄養活け込み証明書 (FSC) 様式 - SBT の漁獲、曳航及び蓄養場への活け込みプロセスにともなうすべての SBT 死亡魚の情報を記録。]]

3.1.2 蓄養移送証明書 (FTC) - 蓄養場間の SBT の移送の情報を記録。

3.1.3 [[漁獲/収穫証明書 (CHC) モニタリング様式 - すべての予期せぬ漁獲 (混獲) を含め、蓄養の有無にかかわらず、すべての SBT の漁獲/収穫、出荷、水揚げ、及び転載、輸出及び輸入の情報を記録。]]

3.1.4 漁獲標識証明書 (CTC) - CDS の一環として標識装着された個別の SBT の情報を記録。

3.1.5 [[再輸出又は国産品水揚げ後の輸出証明書 (ExC) 様式－漁獲/収穫証明書モニタリング様式又は輸出証明書によって、すでに最初の国産品の水揚げ時点又は輸入時点まで追跡記録された SBT であって、~~ており、その後全量又は一部が~~を輸出又は再輸出される SBT の情報を記録。]]

3.2 3.1 に定められる CCSBT CDS 文書に含まれるべき情報と関連する指示事項は、別添 1 のとおり。

3.3 承認された CDS 文書の採択後は、メンバー独自のバージョンを作成するための以下の変更のみ認められる⁵。

- 翻訳の追加又は書式の変更といった最小限の変更

- [[漁獲/収穫及び輸出統合証明書については、

- 当該メンバーが転載を行わない場合にあつては、転載の部の削除

- 当該メンバーが SBT の輸出に関して漁獲/収穫及び輸出統合証明書を使用しない場合にあつては、輸出及び輸入の部の削除]]

情報欄が該当しないという場合を除き、別添 1 に示した標準文書から情報欄を削除することは認められない。

3.4 [[3.3 に従い変更が加えられた文書は、[[CCSBT ウェブサイトへの掲載及び]]メンバー、協力的非加盟国及び SBT の水揚げ、転載、輸入、輸出又は再輸出に関与していることが知られている非加盟国に配布するため、事務局長に提供されなければならない。

[[注：期限を定める必要あり]]

3.5 CDS 文書及びその内容に関する大幅な変更は、CCSBT 遵守委員会からの勧告に基づき、委員会がその年次会合で合意した場合のみ認められる。

3.6 CCSBT CDS 文書は、固有の番号が付されていなければならない。

4. CDS 文書の修正又は取消し

4.1 CDS 証明書が修正された場合、証明書の発行国及び受領国である両国は、四半期ごとの CDS 文書提出の一環として、事務局長に対してすべての修正された証明書の写しを提出しなければならない。さらに、

4.1.1 輸入者の部以外の部は発行したメンバー/協力的非加盟国のみがこれを修正することができ、輸入者の部は輸入するメンバー/協力的非加盟国のみがこれを修正することができる。

4.1.2 すべての修正された証明書は、規定に則り、発行者/輸入者により再証明及び場合によっては再確認⁶されなければならない。

⁵ただし、漁獲標識証明書に対する情報欄の追加を除く。

- 4.2 証明書が当局による確認後に取り消された場合、発行したメンバー/協力的非加盟国は、以下により CDS 文書を取り消すことができる。
- a) 発行するメンバー/CNMにより、代替証明書が発行、証明及び確認（該当する場合）される。
 - b) SBT が輸出/再輸出される場合、代替証明書は、輸入するメンバー/協力的非加盟国によって証明されなければならない。
- 4.2.1 発行するメンバー/協力的非加盟国は、四半期毎の CDS 文書提出の一環として、事務局長に対し、代替証明書に関連するすべての証明書番号とともに、取り消された証明書のリストを提出しなければならない。
- 4.2.2 輸入するメンバー/協力的非加盟国は、四半期ごとの CDS 文書提出の一環として、事務局長に対し、輸入者によって証明された代替証明書を提出しなければならない。

5. 標識装着

- 5.1 メンバー及び協力的非加盟国は、次の場合を除き、捕殺時、丸の状態の SBT に SBT 標識を付することを義務づけなければならない。
- 5.1.1 SBT が捕殺の直後かつ出荷の前までに丸 **Error! Bookmark not defined.** でない状態に加工される場合、SBT に標識を装着する必要はないが、漁獲標識様式に当該 SBT の標識番号及び詳細が記録されるよう、当該 SBT に対して標識番号を割り当てなければならない。
 - 5.1.2 蓄養事業の場合、捕殺後 30 時間以内に標識を付することができる。
 - 5.1.3 CCSBT 許可船記録に掲載されている船舶が船上に十分に標識を有していないという特別な状況においては、出荷時に標識を付することができる。
 - 5.1.4 予期せぬ混獲で船上に標識がない又は十分でないという特別な状況においては、出荷時に標識を付することができる。
- 5.2 3.1.4 のとおり、漁獲標識証明書は、個別の SBT について関連する標識情報が記録される。漁獲標識証明書は、捕殺時以降できる限り速やかに記入されなければならない。体長及び重量の測定は、SBT の凍結前に実施されなければならない。船上において測定が正確に実施できない場合、測定及び関連する漁獲標識証明書への記入が SBT のさらなる移送の前に行われることを条件に、出荷の時点で行うことができる。
- 5.3 完成した漁獲標識証明書は、旗国であるメンバー及び協力的非加盟国に提供され、漁獲標識証明書の情報は、四半期ごと、電子媒体を通じ、事務局長に対し、提出されなければならない。

5.35.4 **[[完成した漁獲標識様式の写しは、関連する漁獲/収獲証明書に添付されなければならない。]]**

⁶ 修正された証明書のうち関連する確認の部があるものについては、必ず再確認される必要がある。

5.45.5 標識装着計画は、別添 2 に定められた手続き及び情報に関する最低基準を満たさなければならない。

5.55.6 メンバー及び協力的非加盟国は、SBT 標識の許可されない使用を禁止しなければならない。

6. 確認

6.1 CCSBT CDS 文書は、規則に則り、次に該当する者によって、確認されなければならない。

6.1.1 [[蓄養活け込み証明書については、捕獲された SBT に対応する国別配分量を保有している旗国であるメンバー若しくは協力的非加盟国の政府職員。]]

6.1.2 [[漁獲/収穫証明書国産品の水揚げについては、漁獲/収穫した船舶の旗国であるメンバー若しくは協力的非加盟国の政府職員、又は当該船舶が用船契約に基づき操業している場合にあっては、当該用船先のメンバー若しくは協力的非加盟国の権限を有する当局若しくは機関。]]

6.1.3 すべての SBT の輸出については、輸出するメンバー又は協力的非加盟国の政府職員。

6.1.4 すべての SBT の再輸出については、再輸出するメンバー、協力的非加盟国又は OSEC の政府職員。

6.2 CDS 文書の確認権限は、該当する国/漁業主体の政府職員から権限を付与された者[[であって、その者が SBT 漁業及びその製品に対する相当の利害関係を有さない者である場合に限り、これを]]委任することができる。委任された者を利用するメンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、事務局長に対し、かかる委任に関する正規の写しを提出しなければならない。CCSBT CDS 文書を証明する者は、当該文書を確認する者と同一であってはならない。

6.3 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、事務局長に対し、確認に関する情報を提供しなければならない(政府職員及び個人が CCSBT CDS 文書の確認を行う権限を行使するよりも前に、確認のタイプ、文書の確認を行う組織の名称、文書の確認を行う政府職員の氏名、肩書き及び署名、封印又は印鑑の印影見本及び代理権を有するすべての者のリストを含む)。メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、事務局長に対し、すべての変更について、変更が生じた日付から 15 日以内にこれを通知しなければならない。

6.4 事務局長は、6.3 に定められた情報の維持を行い、確認を行う当局にかかる更新履歴を CCSBT ウェブサイトのプライベート・エリアに遅滞なく掲載するとともに、すべてのメンバー、協力的非加盟国及び OSEC に対して、当該履歴に対するアクセスを提供する。

6.5 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、3.1 に定められる CCSBT CDS 文書のうち、完全でないもの、明らかに誤った情報が記載されているもの又は本決議の求めるとおり確認されていないものについて、確認をしてはならない。

6.6 **II** **メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、CHC に記録された「計量及び確認された水揚げ重量」が正確であることを確認するための十分な証拠を確かめることなしに、漁獲/収穫証明書 (CHC) の確認をしてはならない。II**

6.7 メンバー、協力的非加盟国又は OSEC は、出荷、転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入又は再輸出において、当該 SBT の貨物に必要なとされる文書の一部又はすべてがともなわれていない場合、証明書において必要とされる情報欄の記載に不備がある場合又は証明書が本決議の求めるとおり確認されていない場合、いかなる SBT も受け入れてはならない。

6.8 全量又は一部が標識の装着されていない丸の状態の SBT からなる貨物について、出荷、転載、国産品の水揚げ、輸出 (国産品の水揚げ後の輸出を含む)、輸入又は再輸出の確認又は受け入れをしてはならない。

6.9 メンバー及び協力的非加盟国は、CDS 文書に含まれる情報を確認するために必要な範囲で、船舶、出荷及び可能であれば市場に対する検査を含む監査を適正な水準で実施しなければならない。

6.10 メンバー及び協力的非加盟国は、6.9 に従い実施した監査の種類及びカバー率並びに遵守の程度に関する詳細を、SBT 漁業に関する年次報告に含めなければならない。

7. 情報交換及びデータの機密性保護

7.1 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、受領したすべての CCSBT CDS 文書原本 (又はスキャナーによって作成した原本の電子コピー) を、文書上に記載された直近の日付から最低 3 年の間、保持しなければならない。メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、発行した CCSBT CDS 文書の写し (又はスキャナーによって作成した原本の電子コピー) についても、文書上に記載された直近の国/主体による発行日から最低 3 年の間、保持しなければならない。これら CDS 文書の写し (漁獲標識証明書⁷ 及びまだウェブを利用した eCDS システムを通じて事務局長に提出されていない CDS 文書を除く) は、四半期ごとに事務局長に提出されなければならない⁸。

また、各月において取り消されたすべての文書のリスト (文書番号、文書の種類及びもしあれば予定されている輸出先) は、事務局長に対して四半期ごとに提出されなければならない **Error! Bookmark not defined.**

⁷ 漁獲標識証明書に提供すべき情報の要件は、5.3 に定められている。

⁸ 紙の証明書原本の写し又は証明書のすべての情報を含む電子書式のいずれか。

7.2 事務局長は、CDS 文書の原資料を電子データベースに蓄積しなければならない。事務局長は、かかるデータベースにおける原資料の機密性を確保し、国/漁業主体に対しては、当該国/漁業主体が確認した CCSBT CDS 文書及び本決議に基づき受領が必要なものとしてあらかじめ規定されたすべての関連文書に関する原資料のみ提供する。国/漁業主体が他の国/漁業主体に係る CCSBT CDS 文書を求めた場合、事務局長は、後述の取極によってのみかかるデータを公開できる。

7.3 事務局長は、CCSBT CDS を通じて収集されたデータについて、1月1日から12月31日までの期間のものについては翌年6月1日までに、1月1日から6月30日までの期間のものについては同年12月1日までに、拡大委員会に報告しかつすべてのメンバー及び協力的非加盟国に回章しなければならない。かかる報告書に含まれる情報は、別添3に定める。事務局長は、メンバー及び協力的非加盟国の指定する一つの当局にのみ、かかる報告書の写しを電子媒体にて提供しなければならない。

7.4 事務局長は、次により構成される報告書を CCSBT ウェブサイトのパブリック・エリアに掲載する。

○ 漁獲に関する以下の詳細：

- 船籍のおかれる国/漁業主体
- 収穫年
- 製品の仕向地 (国産品の水揚げを含む)
- 漁具コード
- 確認された水揚げ正味重量⁹
- 推定原魚重量 (変換係数を利用して確認された正味重量から算出する)

○ 最初の輸出 (再輸出は除く) に関する以下の詳細：

- 船籍のおかれる国/漁業主体
- 仕向先の国/漁業主体¹⁰
- 輸出される正味重量
- パラグラフ 3.4 に従って提出された、変更が加えられた CDS 文書の写し

7.5 科学委員会、遵守委員会又はその他の委員会補助機関の要求がある場合、事務局長は、委員会の同意を得て、CCSBT CDS により収集されるデータについて、7.3 に定められるところよりも頻繁又は詳細なものを、当該機関に対し、提供しなければならない。

⁹ CHC セクション 3 の推定正味重量と CHC セクション 6 の確認された重量の調整により算出される。

¹⁰ 輸出証明書において仕向先が輸入地点と異なる場合は、輸入する国/漁業主体を用いること。

- 7.6 事務局長は、7.1により提供されたデータを分析のうえ、確認された相違を関係のあるメンバー又は協力的非加盟国に通知しなければならない。

8. CDS 文書の確認

- 8.1 メンバー及び協力的非加盟国は、その権限のある当局又はその他権限を付与された者もしくは機関が、その領土に国産品として水揚げされる、その領土へ輸入される、その領土から輸出又は再輸出される SBT の貨物を確認し、SBT の貨物について確認された CCSBT CDS 文書を検査するための措置を講じることを確保しなければならない。当局又は許可を付与された個人もしくは機関は、CCSBT CDS 文書及び関連する文書に記載された情報を確認するために、貨物の内容物を検査できるものとし、必要であれば、関係する業者とともに確認を実施しなければならない。
- 8.2 メンバー及び協力的非加盟国は、情報を精査し、CDS 報告書における情報について、事務局長からのデータとの比較により確認された不調和を含め、確認された不正行為を調査、解決しなければならない。特に、メンバー及び協力的非加盟国は、入手可能な情報を利用し、7.3 に基づく事務局長による報告書の照合を行わなければならない。
- 8.3 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、次のいずれかに該当する SBT の貨物について、事務局長並びに関係するメンバー、協力的非加盟国及び OSEC に対し、可及的速やかに通報しなければならない。
- 8.3.1 関連する CDS 文書に含まれる情報に疑義がある場合。
- 8.3.2 CCSBT CDS 文書が不完全、行方不明又は確認されていない場合。
- 8.4 メンバー及び協力的非加盟国は、8.1 及び 8.2 に規定される懸念事項を国内法に従い精査、調査及び解決するため、関連当局と協力するとともに必要なすべての手段を講じ、事務局長による委員会への報告書に含めるため、その結果を事務局長に通知しなければならない。
- 8.5 遵守委員会は、7.3 及び 7.4 の事務局長によってとりまとめられた要約情報を、確認された不正行為及び不調和並びに 8.3 に基づき通報された調査の結果を含め、検討する。
- 8.6 委員会は、遵守委員会の勧告を受けて、確認調査の結果に関連して必要となる対応を検討することができる。かかる対応には、ここに記載される遵守措置又は関連する他の遵守措置の見直しを含むが、それに限定されるものではない。
- 8.7 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、CDS 文書が偽造されないこと及び/又は誤った情報を含まないことを確保するために、協力しなければならない。

9. 情報へのアクセス及び保護

- 9.1 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC の国内法令により、CCSBT CDS から作成される情報は、機密情報として扱われなければならない、CCSBT の目的に適う形で又は委員会が合意するその他の目的のためにのみ使用することができる。
- 9.2 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、必要な場合には、漁獲の検証手続きを支援するべく、必要となる有益な情報の交換に合意し、適当な場合には、CDS に関する情報の伝達の完全性を検証し、不調和を一致させるのに必要となる可能性のある証拠を交換することに合意する。

10. 実施及びレビュー

- 10.1 **[[本決議にかかる現行の修正は、201870年1月1日から発効する。† それまでの間、現行の CDS 決議を適用する。]]**
[[注：漁期と合わせた移行期間を検討]]
- 10.2 遵守委員会は、毎年、本決議の運用にかかるレビューを行い、実施上の問題、長所及び弱点を特定し、本決議の改善の選択肢及びその選択肢を支持する手続を拡大委員会会合で勧告する。レビューには、CDS 文書の運用、及び(紙ベースのシステムに対する)eCDS が導入された場合にはその運用、メンバー及び協力的非加盟国により報告された標識の破損又は紛失並びに 1.9 及び 1.10 において使用を免除した程度に関係する懸念事項が含まれる。
- 10.3 事務局長は、遵守委員会によるレビューを補佐するために、電子書類及び魚の標識に関連する利用可能な技術をモニターする。

~~†日本は、2009-10 漁業年末(2010年3月31日)まで、その現行標識制度を利用することができる。~~

CDS 決議案一別添 2

CCSBT のメンバー及び協力的非加盟国 (CNM) による標識装着計画にかかる
手続き及び情報に関する最低基準*SBT 標識制度に関する一般要件*

1. 決議の 1.8 及び 1.9 のとおり、SBT 標識は、魚の死骸が丸の状態であるうちは、個別の魚に残存していなければならない。洗浄、えらはら抜き、冷凍、及び/又は鰭、鰓蓋（鰓板）及び尾の除去及び/又は頭部又は頭部の一部の除去を行っても魚は丸の状態のままである。フィレ又はロイン加工といった過程を経た場合、丸の状態とは見なされない。
2. メンバー及び協力的非加盟国は、SBT 標識が再使用できないことを確実にする措置を講じるものとする。

SBT 標識の仕様

3. SBT 標識は、次の最低基準を満たさなければならない。
 - a. 容易に読み取れる様式で、事前に記録された固有の標識番号を持つ。
 - b. 標識の番号は、旗国固有の識別子及び漁業年の識別子を含まなければならない。(例：NZ-2008-000001)。
 - c. SBT にしっかりと固定することが可能。
 - d. 再使用ができず、不正加工を防ぎかつ偽造又は複製の恐れがない。
 - e. 少なくともマイナス 60°C、海水及び手荒い扱いに耐えられる。
 - f. 食品安全性がある。
4. CCSBT 標準一元管理標識の購入は、毎年、事務局長から手配を受けることができる。CCSBT 一元管理標識を購入及び使用しないメンバー又は協力的非加盟国は、当該国/漁業主体が使用予定の標識のタイプにかかるカラー写真を提出しなければならない。これらの写真は、すべての標識ラベル及びロゴマーク、及び標識の一部として備えられたその他すべての安全対策を明示するに十分な解像度でなければならない。事務局長は、これらの写真を CCSBT ウェブサイトの一般エリアに掲載するものとする。

標識関連情報に関する一般要件

5. メンバー及び協力的非加盟国は、**SBT**を漁獲又は蓄養することを許可した組織に配布した**SBT**標識を記録しなければならない。
6. 個別の標識に関連して、メンバー及び協力的非加盟国は、自国の船舶及び経営者並びに関係当局が報告に関する手続き及び様式を持ち、個別の**SBT**に関する漁獲月、漁獲海区、漁獲方法並びに体重及び体長を含む、必要とされる標識情報が収集されることを確保しなければならない。
7. 本決議のセクション4から10における**CCSBT CDS**決議のすべての要件が、標識装着計画を実施するメンバー及び協力的非加盟国における標識装着に関する文書及び情報に適用される。